

自動車税及び自動車取得税の減免申請をされた方へ

軽自動車の自動車取得税の減免申請をされた方は、欄のみご覧ください。

自動車税の減免について

申請された減免の時期

- ・納期限までの申請は今年度から、納期限後の申請は翌年度から減免となります。
- ・事由発生日（申請車の新規登録・前減免車の抹消登録・手帳交付日のいずれか遅い日）から1月以内の申請は、事由発生日の翌月から減免となります。
- ・申請車または前減免車が今年度中に移転登録（名義変更）の場合、減免の時期は翌年度からとなります。

還付について

- すでに自動車税を納付済みの場合は、減免額が還付となります。
- 還付がある場合、約2か月で車の所有者の方に「公金送金通知書」を送付しますので、指定の金融機関にて、還付金をお受け取りください。

自動車取得税の減免について

要件に該当する場合は、全額が減免となります。

還付について

- すでに自動車取得税を納付済みの場合は、全額が還付となります。
- 還付がある場合、約2か月で車の所有者の方に「口座振替済案内書」を送付しますので、口座振込依頼書をご返送ください。

来年度以降も減免を受けるには！

毎年10月に、減免要件を確認するため「現況照会書」を車検証の住所に送付します。

回答欄に記入のうえ、回答ハガキを期限までに返送してください。

回答がない、回答が未記入、車検証の住所に「現況照会書」が届かないなど、現況が確認できない場合は、**翌年度から自動車税が課税となりますのでご注意ください。**

今年度現況照会を送付する対象は、今年度1年分が減免となった方です。

月割りや翌年度から減免の方に現況照会を送付するのは、翌年度からとなります。

手続きが必要な場合

次の変更点があった場合は、速やかに裏面に記載された事務所に手続きしてください。

1. 手帳所持者・車の所有者・運転者のいずれかの方が転居した。または全員が転居した。
（現住所が車検証の住所と一致していることが減免要件の一つです。速やかに車検証の住所変更登録をしてください。）
2. 手帳所持者・車の所有者・運転者のいずれかの方が亡くなった。
3. 手帳が再交付された。または等級・程度の変更があった。
4. 手帳所持者が施設入所・入院等で、月2回以上の帰宅が見込めなくなった。
5. 車検の有効期限が切れた。
6. 自動車税の納税通知書が届いた。
7. その他、申請時の状況に変更があった。

減免の要件に該当しなくなった場合は、直ちに「減免の要件に該当しなくなったことの申告書」を提出してください。事由発生日の翌年度から課税となります。

また、変更後も減免の要件に該当する場合、手続きをすることで引き続き減免となります。

裏面へ

自動車を乗り換えする場合

新しい自動車で減免の申請が必要となります。

減免を受けている（または以前に減免を受けていた）自動車がある場合は、その自動車の移転登録後または抹消登録後の車検証の写しが必要です。

移転登録または抹消登録していない場合は、別の自動車で減免の申請はできません。

自動車取得税がかかる場合は、登録から1月以内に減免申請することで自動車取得税も減免となります。

家族間で移転登録した場合も、減免申請が必要です。

移転登録（名義変更）により前減免車を譲渡した場合、新しい自動車の減免は翌年度からとなります。

車検用の納税証明について

下記の各事務所の窓口にて、請求してください。（代理の方でも請求できます。）

窓口の請求書に「車のナンバー・車の所有者の住所・氏名」をご記入ください。

「減免通知書」「現況照会書」では車検は受けられません。

車検切れが続いた場合、手帳所持者のために使用していることの確認ができず、減免でなくなる場合がありますのでご注意ください。

お問い合わせ・手続き先

手続きの際は、必要書類を確認のうえ来所してください。

事務所名	電話番号	所在地
自動車税事務所	043 - 243 - 2721	千葉市中央区問屋町 1 - 11
中央県税事務所	043 - 231 - 0161	千葉市中央区都町 1 - 1 - 20
千葉西県税事務所	043 - 279 - 7111	千葉市美浜区真砂 4 - 1 - 4
船橋県税事務所	047 - 433 - 1275	船橋市湊町 2 - 10 - 18
松戸県税事務所	047 - 361 - 2193	松戸市小根本 7
柏県税事務所	04 - 7147 - 1231	柏市あけぼの 2 - 1 - 5
佐倉県税事務所	043 - 483 - 1115	佐倉市鎗木仲田町 8 - 1
香取県税事務所	0478 - 54 - 1314	香取市北 3 - 1 - 3
旭県税事務所	0479 - 62 - 0772	旭市二 1997 - 1
旭県税事務所銚子支所	0479 - 22 - 5907	銚子市清川町 1 - 6 - 12
東金県税事務所	0475 - 54 - 0223	東金市東新宿 1 - 11
茂原県税事務所	0475 - 22 - 1721	茂原市茂原 1102 - 1
茂原県税事務所大多喜支所	0470 - 82 - 2214	夷隅郡大多喜町猿稻 14
館山県税事務所	0470 - 22 - 7117	館山市北条 402 - 1
木更津県税事務所	0438 - 25 - 1110	木更津市貝淵 3 - 13 - 34
市原県税事務所	0436 - 22 - 2171	市原市五井中央西 2 - 3 - 13

このお知らせは、大切に保管してください。